

## 小松加賀環境衛生事務組合職員の勤務 時間に関する規程

平成 23 年 3 月 30 日  
規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小松加賀環境衛生事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例において準用する小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年小松市条例第 2 号。)第 4 条の規定に基づき、管理者の事務部局の職員(以下「職員」という。)の勤務時間の割り振りについて、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間の割り振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(休憩時間)

第 3 条 職員の休憩時間は、午後 0 時から午後 1 時までとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する